

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項および第2項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成25年1月30日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）パロー大津ショッピングセンター 大津市におの浜四丁目1-66 ほか1筆
- 2 提出された意見の概要 大津市からの意見
 - (1) 災害時において、駐車場を地域避難場所として使用することなど、地域からの協力要請があった場合については、十分に配慮いただくようお願いしたい。
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の定めるところにより、地域の住民等の理解が十分に得られるよう努めるとともに、防犯の観点に十分留意し、それぞれの各種団体との積極的な連携、協力を願いたい。
 - (3) 青少年の健全育成の見地から、具体的な防犯対策を講じること。また、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力願いたい。
 - (4) 平野学区自治連合会および近隣自治会への説明および調整を十分に行うこと。
 - (5) 事前に、地元に十分事業内容を説明し、理解を得ること。
 - (6) 造成工事等に伴う騒音、振動および粉じんの発生防止並びに汚濁水の流出防止対策を講じること。
 - (7) 騒音規制法、振動規制法および大津市生活環境の保全と増進に関する条例に規定する特定建設作業を行う場合は、作業実施日の7日前までに特定建設作業実施届出書を提出すること。
 - (8) 土壌汚染の未然防止の観点から、造成に用いる土砂は、有害物質等による汚染のない良質土を用いること。
 - (9) 当該事業において、3,000平方メートル以上の土地の形質の変更（盛土、切土等）を行う場合は、土壌汚染対策法第4条に基づく届出が必要となるので事前に大津市環境部環境政策課と協議し、必要な場合は形質変更等の着手の30日前までに届出を提出すること。
 - (10) 大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則第20条に規定する生活環境影響事業に該当する場合は、同規則第21条の規定に基づき事前協議を実施しなければならないため、事前に大津市環境部環境政策課と協議すること。
 - (11) 大規模小売店舗に該当し、その建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上又は店舗の床面積の合計が3,000平方メートル以上のものについては、大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則第32条の2に規定する大規模建設等事業に該当するので、事前に大津市環境部環境政策課と協議し、大規模建設等事業事前配慮届出書を提出すること。
 - (12) 当該地から排出される事業系一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条に基づき自己処理（大津市の許可業者への委託を含む。）等するとともに、家庭系ごみの集積所への排出は厳に慎むこと。
 - (13) 当該地から排出される事業系一般廃棄物については、ごみの減量化、再資源化に努めること。
 - (14) 当該地から排出される事業系一般廃棄物については、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第31条に基づく保管庫を設置するものとし、その配置および容量が分かる図面を提出すること。
 - (15) 当該地から排出される事業系一般廃棄物については、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則第15条の保管基準を遵守すること。
 - (16) 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻等、がれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。
 - (17) 造成計画等により場外搬出土（建設残土）が発生する事業において、その処分方法によっては、大津市土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例第6条第1項に基づく許可が必要となる場合があるため、大津市環境部廃棄物減量推進課と協議すること。
 - (18) 建築行為について、景観法に基づく届出を行うこと。また、内容については、周辺の景観との調和を図るため、大津市景観計画に適合した内容とすること。
 - (19) 当該地で広告物を掲出する際には、掲出する広告物の種類や大きさ、意匠などによって許可が必要となるため、事前に大津市都市計画部都市計画課と協議を行い、必要であれば許可を得ること。
 - (20) 駐車場を有料化する場合には、駐車場法に基づく届出を行うこと。

- (21) 平成 24 年 8 月 6 日付け大都開第 177 号の重要な開発事業にかかる指導方針に関する事項についての回答内容を遵守すること。
- (22) 乗入口や横断歩道付近には、交通誘導員を配置する等、特に歩行者等の安全確保に努めること。
- (23) 市道中 4016 号線および幹 1101 号線にて、側溝が溢れる事例があるため、排水経路および方法等ご留意願いたい。
- (24) 当該申請地付近の道路は、平野小学校および打出中学校の通学経路に該当するので、工事等の際には、児童・生徒の登下校時における工事用車両等の通行については、交通誘導員を配置する等の十分な安全対策を図られたい。また、該当校への事前説明をお願いしたい。尚、開発事業に伴い発生した問題は、開発者において解決すること。
- (25) 大津市消防施設等設置基準に基づき、適切に消防水利等を設置すること。なお、詳細は大津市消防局警防課と協議すること。

3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

- (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1-1
大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町 3-1
- (2) 縦覧期間 平成 25 年 1 月 30 日から平成 25 年 2 月 28 日まで